

指定ごみ袋等取扱店マニュアル

連絡先

■本マニュアル及び家庭ごみの収集に関すること

岩見沢市環境部廃棄物対策課

TEL 0126-23-4111

FAX 0126-23-9977

■大型ごみ収集の申込み先

大型ごみ受付センター

TEL 0126-31-0053

■保管配送業者（平成30年1月1日～令和2年12月31日）

日本郵便㈱

北海道物流ソリューションセンター

TEL 011-769-9074

1 家庭ごみ有料化について

家庭ごみ有料化とは、ごみ処理にかかる費用の一部を手数料として市民が直接負担する制度です。岩見沢市では、平成27年4月から、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「枝木類」及び「大型ごみ」の有料化を実施しました。

岩見沢市は、指定ごみ袋及び処理券（枝木類・大型ごみ）（以下「指定ごみ袋等」という。）の取扱店の皆さまに、市民から手数料を徴収し引き換えに指定ごみ袋等を交付する事務を委託します。

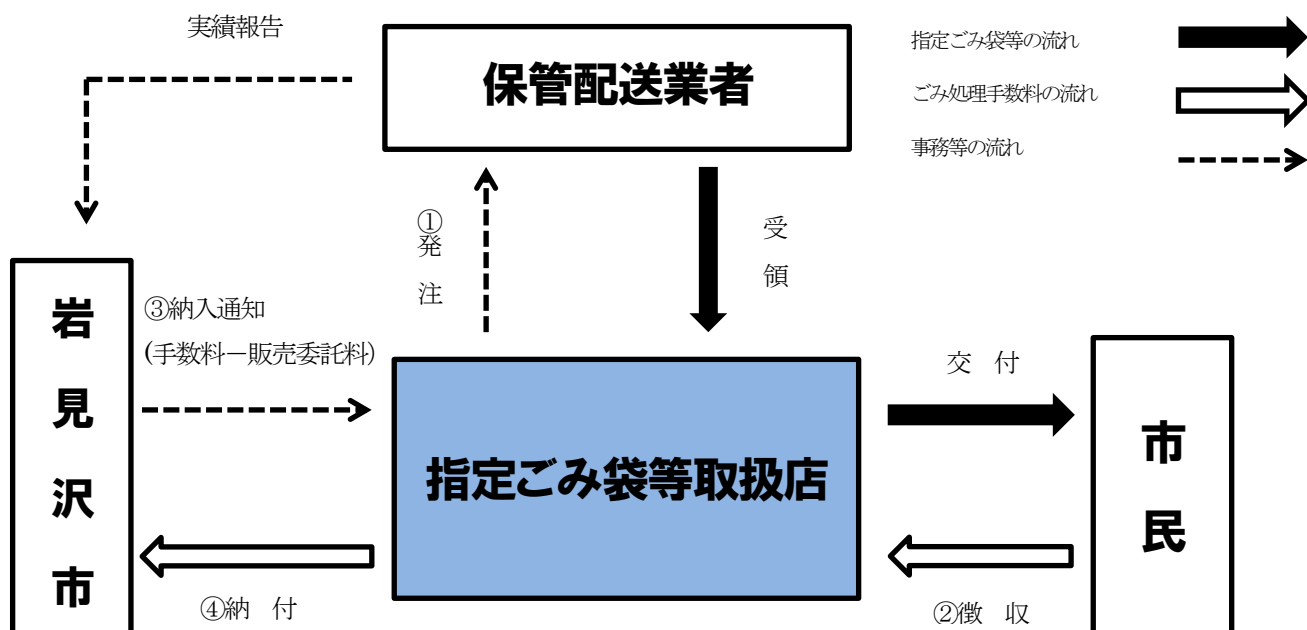
2 指定ごみ袋等の種類等

指定ごみ袋等取扱店では、下表に掲げる指定ごみ袋及び処理券（枝木類・大型ごみ）の全てを取り扱わなければいけません。

なお、資源ごみは有料化の対象ではありませんが、岩見沢市の排出ルールでは、透明又は半透明の袋にて排出することになっています。

指定ごみ袋等の区分	種類	1枚当たりの 手数料額	市民への交付（販売）価格・単位
指定ごみ袋 燃やせるごみ（ピンク色） 燃やせないごみ（緑色）	5 ^{リットル}	10円/枚	10枚1組（100円：内税）
	10 ^{リットル}	20円/枚	10枚1組（200円：内税）
	20 ^{リットル}	40円/枚	10枚1組（400円：内税）
	30 ^{リットル}	60円/枚	5枚1組（300円：内税）
	40 ^{リットル}	80円/枚	5枚1組（400円：内税）
枝木類処理券		80円/枚	1枚（80円：内税）
大型ごみ処理券		300円/枚	1枚（300円：内税）

3 業務の流れ



① 指定ごみ袋等の発注・受領

<発注方法>

- 岩見沢市指定ごみ袋等発注票（別紙１）に必要事項を記入し、岩見沢市が指定した保管配送業者に対してFAX又はインターネットにて発注してください。
- 発注票を保管するため、原則電話での発注はできません。

<発注単位>

- 指定ごみ袋は１箱単位、処理券（枝木類・大型ごみ）は１冊単位にて発注してください。

指定ごみ袋等の区分	種類	１箱当りの入数	１箱当りの手数料額
指定ごみ袋 燃やせるごみ（ピンク色） 燃やせないごみ（緑色）	５リットル	１箱（１０枚１組×２５組）	２,５００円（内税）
	１０リットル	１箱（１０枚１組×２５組）	５,０００円（内税）
	２０リットル	１箱（１０枚１組×２５組）	１０,０００円（内税）
	３０リットル	１箱（５枚１組×２５組）	７,５００円（内税）
	４０リットル	１箱（５枚１組×２５組）	１０,０００円（内税）
枝木類処理券		１冊（１０枚綴り）	８００円（内税）
大型ごみ処理券		１冊（１０枚綴り）	３,０００円（内税）

＜発注頻度＞

- 発注は、保管配送業者で随時受け付けますが、配送は毎週月曜日（金曜日 17:00 までの受付分）と木曜日（火曜日 17:00 までの受付分）の週 2 日となります。
- 前述のとおり、指定ごみ袋及び処理券（枝木類・大型ごみ）の全種類を取り扱う必要があるため、計画的かつ効率的な発注をお願いします。

【発注と発送の概要】

発注方法	F A X	インターネット	電話 (FAX・インターネットがない場合)
発注可能日	3 6 5 日（年中無休）		月曜日から金曜日 (祝日、年末年始除く)
発注時間帯	2 4 時間	2 4 時間	9:00～17:00
金曜日受付分 (17:00 まで)	<u>月曜日</u> に発送 (祝日、年末年始除く)		
火曜日受付分 (17:00 まで)	<u>木曜日</u> に発送 (祝日、年末年始除く)		

※発注先は、保管配送業者になります。

【発注、配送方法等】

(1) チェーン店等複数店舗を有する場合

法人格を有する法人が、複数店の販売店を経営する場合、原則、本部との契約となります。ただし、申請については、取扱店毎となります。

- ・指定ごみ袋の発注 : 取扱店にてお願いします。
- ・配送先 : 取扱店へ配送します。
- ・納入通知書の送付 : 本部の指定する場所 1 か所へ送付します。

※納入通知書の宛先は、取扱店名となります。

(2) 一般の場合

取扱店（店舗毎）との契約となります。

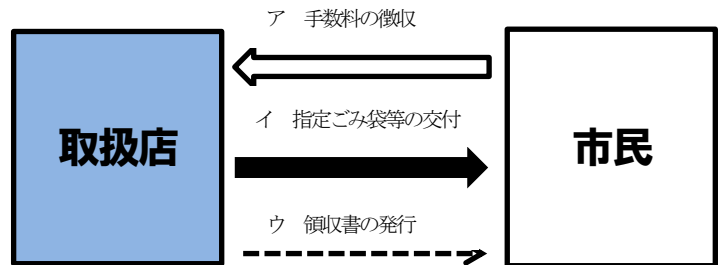
- ・指定ごみ袋の発注 : 取扱店にてお願いします。
- ・配送先 : 取扱店へ配送します。
- ・納入通知書送付先 : 取扱店へ送付します。

<受領>

- 保管配送業者から指定ごみ袋等を受領した場合には、種類と数量を確認のうえ、配送伝票に受領印を押印し、控えを受け取ってください。
- 配送伝票の控えについては、5年間保存してください。

② 手数料の徴収、指定ごみ袋等の交付

- ア 市民からごみ処理手数料等を徴収します。
イ 指定ごみ袋等を市民に交付します。
ウ 領収書又はレシートを発行します。

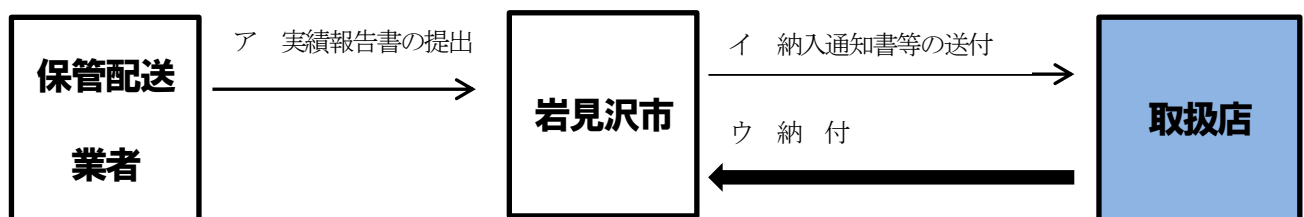


※領収書を発行する場合には、「岩見沢市一般廃棄物処理手数料」と、岩見沢市の手数料だとわかるように記載すること。また、レジスターで処理する場合にも同様の内容を印字してください。

<注意事項>

- 指定ごみ袋等の無料配布や値引き交付等については、絶対に行ってはいけません。
- 原則、指定ごみ袋は原則包装単位（5枚又は10枚）で交付してください。
- 市民から別途、消費税及び地方消費税の相当額を徴収することはできません。他商品との一括会計も可能ですが、レジスター等の設定に当たっては十分注意してください。
- 大型ごみ処理券は、大型ごみの品目によって300円、600円の2段階の設定に分かれていますが、処理券は300円券の一種類のみです。そのため、600円の品目に対しては300円券を2枚交付してください。
- 指定ごみ袋等の陳列形態は特に規定しませんが、処理券（枝木類・大型ごみ）については、小さく、盗難の恐れがあるため、サービスカウンター等に保管する等の措置を講じてください。

③、④ ごみ処理手数料等の納付等



ア 実績報告書の提出（翌月15日まで）

岩見沢市は、保管配送業者から提出される指定ごみ袋等の1か月単位での配送実績報告をもとに、取扱店が岩見沢市に納付する額（手数料額）と岩見沢市が取扱店に支払う額（委託料額）を算出します。（納品数＝交付数とみなします。）

イ 納入通知書等の送付（翌々月5日頃まで）

納品のあった翌月末に納入通知書を作成し、翌々月上旬に岩見沢市が各取扱店に送付する納入通知書にて岩見沢市に納付していただく額を通知します。また、納入通知書とともに、取扱店ごとの配送数量を記載した明細書を送付いたします。

ウ 手数料の納付（翌々月 25 日まで）

納入通知書等の内容を確認し、記載された納期限までに、岩見沢市にごみ処理手数料等を納めていただきます。納めていただく額は、手数料額から委託料額を差し引く繰替払いによる納付となります。

《例》

◆ 2 月中に注文をした場合

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ① 3 月 15 日頃まで | 保管配送業者が 2 月分の配送実績を岩見沢市に報告 |
| ▼ | |
| ② 4 月 5 日頃まで | 市から指定ごみ袋等取扱店へ 2 月分の納入通知書を郵送 |
| ▼ | |
| ③ 4 月 25 日まで | 指定金融機関等で 2 月分を納付 |

<委託料額>

- 岩見沢市が各取扱店に支払う委託料額は、納品数に基づくごみ処理手数料（指定ごみ袋分）（枝木類処理券分）（大型ごみ処理券分）をそれぞれ合計した手数料額の 7% に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1 円未満切捨て）とします。

例）指定ごみ袋 10 種類 × 各 1 箱 + 枝木類処理券 1 冊 + 大型ごみ処理券 1 冊を納品した場合

○ 指定ごみ袋(10 種類)

手数料額：70,000 円

○ 枝木類処理券

手数料額：800 円

○ 大型ごみ処理券

手数料額：3,000 円

○ 手数料額合計：70,000 円 + 800 円 + 3,000 円 = 73,800 円

○ 委託料額：73,800 円 × 7% × 1.10 = 5,682 円

○ 岩見沢市に払込む額：73,800 円 - 5,682 円 = 68,118 円

<ごみ処理手数料の納付>

保管配送業者からの実績報告書に基づき、ごみ処理手数料の納入通知書を発送します。

納付の方法は、発送される納入通知書により指定された期日までに、別表の岩見沢市指定金融機関又は岩見沢市収納代理金融機関へ納付していただきます。

なお、納期限が休日（土・日・祝日）の場合は、その翌日が納期限となりますので注意願います。

ただし、事務処理の関係から、早めの納付をお願いいたします。

納期限内に納付されないことが続きますと、指定ごみ袋等の発注受付を停止させていただくことがあります。

(別表)

取扱金融機関	摘要
空知信用金庫本店及び支店	岩見沢市指定金融機関
北海道銀行（道内全店）	岩見沢市収納代理金融機関
北洋銀行（道内全店）	〃
北海道労働金庫（道内全店）	〃
北門信用金庫岩見沢支店	〃
空知商工信用組合岩見沢支店及び美園支店	〃
いわみざわ農業協同組合本所、各支所及び各出張所	〃
峰延農業協同組合本所	〃

4 徴収事務委託契約

1 取扱店の要件等について

取扱店は、次の（１）から（１０）までの全ての条件を満たす必要があります。

- （１） 岩見沢市又は岩見沢市近隣の市町村内に店舗形態を有し、食料品または日用品雑貨等を販売する業務形態で、指定ごみ袋等を市民に直接販売するもの、または、市民に直接配達し、販売するものであること。
- （２） 指定ごみ袋等の無料配布、値引き交付等を行わないこと。
- （３） 指定ごみ袋等の制度の趣旨を理解し協力するものであること。
- （４） 指定ごみ袋等の全種類及び半透明又は透明の袋を取り扱うこと。
- （５） 公金及び指定ごみ袋等の適正な管理ができるものであること。
- （６） 会計事務等、岩見沢市の事務処理手続きを遂行することができるものであること。
- （７） 住民税の納付及びその他の自治体に対する債務の履行を怠っていないこと。
- （８） 暴力団の関係者でないこと。
- （９） その他市長が必要と認める事項

2 申請手続きについて

（１）申請方法及び提出書類

申込をされる場合は、関係資料を熟読し、申請書に必要書類を添付のうえ、廃棄物対策課へ持参または郵送してください。

- 1) 岩見沢市指定ごみ袋等取扱店登録申請書
- 2) 指定を受けようとする店舗所在地の位置図

3) 納税証明書（岩見沢市に納税している場合は市で確認しますので不要です。）

（岩見沢市以外に納税している場合、指定を受けようとする店舗の所在地の市町村税の滞納がない証明書を提出ください。）

※申請書については、市廃棄物対策課窓口か市ホームページからダウンロードしご利用ください。

※複数の店舗を申し込む場合については、取扱店1店舗毎に申請手続きが必要です。

(2) 申請から契約締結までの流れ

①受託者	⇒ 岩見沢市	【申請書類の提出】
②岩見沢市	⇒ 受託者	【書類の審査等後、契約書等を送付】
③受託者	⇒ 岩見沢市	【契約書等押印して、契約書1部を返送】
④受託者	⇒ 保管配送業者	【指定袋等の配送依頼】
⑤保管配送業者	⇒ 受託者	【指定袋等の配送】

※①申請書類の提出＝③委託契約の締結とはなりませんのでご注意ください。

(3) 審査結果の通知

提出された申請書類をもとに、岩見沢市で審査の結果、徴収業務委託契約を締結することができる判断された場合、契約関係書類を送付します。また、審査の結果、契約をすることができないと判断された場合には、その旨を書面にて通知します。

なお、契約締結の完了までには、申請をいただいた時期から1カ月程度必要ですのでご了承ください。

(4) 申請内容の変更や契約解除の申し出について

次のような場合には、速やかに岩見沢市に指定ごみ袋等取扱店登録内容変更届出書を提出していただきます。

- ① 申請内容に変更があったとき (名称の変更、代表者の変更等)
- ② 正当な事由により徴収業務ができなくなったとき

5 指定ごみ袋等の取扱に関するその他の留意事項

1 指定ごみ袋等の適正管理

ア 各取扱店においては、指定ごみ袋等の納品後は、指定袋等の破損、汚損、盗難、紛失等は取扱店の責任で対応していただくことになりますので、適正に保管してください。取扱店において指定袋の破損、汚損等が生じた場合には交換に応じることはできません。

イ 指定ごみ袋等の交付数及び在庫数について、毎月の報告の義務はありませんが、別紙の指定ごみ袋等管理表に基づいて管理するようお願いします。

ウ 指定ごみ袋等は、ごみ処理手数料等に相当する金券的な性質を有するものですので、管理には万

全を期すようお願いします。

エ 保管配送業者から受領した後の指定ごみ袋等の破損、汚損、盗難、紛失等は取扱店の責任で対応していただくことになりますので、適正に保管してください。

2 不良品の取扱い

ア 保管配送業者から指定ごみ袋等が納品された際、ダンボール箱の外観を確認した上で受け取ってください。万一、ダンボール箱が破損し、中の指定ごみ袋等に破損の恐れがある場合は保管配送業者とともに箱の中身を確認し、指定ごみ袋等に破損や汚損が発見された場合は、保管配送業者に代替品の配送を指示してください。

イ 受領後の指定ごみ袋等は、原則として返品できません。ただし、明らかに製造又は輸送の段階で生じたと認められる破損等があった場合に限り、代替品と交換いたしますので、岩見沢市環境部廃棄物対策課までご連絡ください。

6 市民対応について

1 市民からの問い合わせ

市民から指定ごみ袋等の使い方などについての問い合わせも予想されますが、別紙2「市民対応Q&A」を参考に回答できる範囲で対応願います。なお、回答できないときは岩見沢市環境部廃棄物対策課に問い合わせるよう説明してください。

2 市民から不良品の持込があった場合の対応

穴あき、破損など客観的かつ明らかに不良品と判断できるものについて、市民から持込があった場合は、原則レシート等の提示を求め、その場で回収し、新品と交換してください。返品に応じた不良品は、市民から持込まれた状態のまま、保管しておいてください。

交換品として市民に交付した分については、岩見沢市環境部廃棄物対策課に連絡してください。後日、保管配送業者を通じ不良品と交換の上、補填いたします。

7 取扱店表示の掲示

各取扱店では、市がお渡しする取扱店表示を店舗等の見やすい場所に掲示してください。

※ 契約締結後にお送りいたします。

規格：A5判、片面カラー印刷（油性インクジェットプリント）、乳白色ビニシート強粘着、耐光性ラミネート加工



市民対応Q&A

Q なぜ指定ごみ袋は市販のごみ袋に比べて価格が高いんですか？

A 指定ごみ袋、枝木類処理券、大型ごみ処理券の料金は、条例で定める一般廃棄物処理手数料です。市民の皆さんに出すごみ量に応じてごみ処理にかかる費用の一部を負担していただき、それと引き換えに指定ごみ袋をお渡しするという仕組みです。

Q 生ごみをいったんレジ袋などに入れてから指定ごみ袋に入れてもいいのですか？

A 燃やせるごみと燃やせないごみは、いったん別の袋に入れてから指定ごみ袋に入れてもかまいません。

Q 指定ごみ袋からごみがはみ出した状態でステーションに出してもいいですか？

A 袋の持ち手とベロ部分をしっかりと結び、ごみがはみ出さないようにしてください。袋の入り口部分が結ばれておらず、ごみがはみ出していると回収されません。

Q 大型ごみを出すときはどうすればいいですか？

A 大型ごみを出す際には、事前に「大型ごみ受付センター」に申込みをしてください。大型ごみ処理券を貼って出すことになります。

【大型ごみ受付センター】 0126-31-0053

Q 全てのごみは指定ごみ袋を使用して出さなければいけないんですか？

A 指定ごみ袋を使用しなければならないごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。それ以外の資源物については、これまでどおり透明又は半透明の袋で出すことができます。

Q 指定ごみ袋を使わずに「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」を出したらどうなるんですか？

A 指定ごみ袋以外でごみを出された場合は、警告シールを貼って収集はしていきません。詳しくは廃棄物対策課にお問い合わせください。

Q 指定ごみ袋の色は2種類しかないんですか？今までの青色の推奨袋はないんですか？

A 指定ごみ袋は「燃やせるごみ」（ピンク色）と「燃やせないごみ」（緑色）の2種類です。ご家庭できちんと分別してそれぞれの指定ごみ袋に入れてから出してください。

その他ごみの分別等に関するお問い合わせがありましたら、「家庭ごみの分別ガイドブック」をお渡ししますので、可能な範囲で対応願います。

対応が難しい場合には、下記に問い合わせるようにお伝えください。

岩見沢市環境部廃棄物対策課

TEL 0126-23-4111